

1 職員の休暇関係
(1) 災害等によって出勤が困難な場合

休暇の種類	「地震、水害、火災その他の災害または交通機関の自己等による職員の著しい出勤困難」休暇
取得要件	職員の責によらない原因によって、出勤が著しく困難と認められる場合 (例) 災害による通勤経路の途絶、信号機の故障等による交通渋滞等
取得可能期間	出勤を妨げていた原因が解除・回復されるまでの期間と、その後出勤に要する時間を加えた時間。 (ただし、原因が解除・回復された後、年休取得などによって出勤しなかった場合は、特別休暇は取得できない)

(2) 災害等による身体の危険を回避するために退勤する場合

休暇の種類	「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等の際の職員の退勤途上における身体の危険回避」休暇
取得要件	職員が退勤途上における身体の危険を回避する必要がある、勤務しないことが相当であると認められる場合。
取得可能期間	その都度必要と認められる期間

① 服務

(3) 災害等によって職員の自宅が壊れた場合

休暇の種類	「地震、水害、火災その他の災害による職員の現住居の滅失または損壊等」休暇
取得要件	ア 職員の現住居が滅失又は損壊し、当該職員がその復旧作業を行う、又は一時的に避難している場合 イ 当該職員、同一世帯の者の生活に必要な水、食料が著しく不足し、当該職員以外にそれらの確保を行うことができないとき。 その他(単身赴任手当の支給に係る配偶者の現住居が滅失、損壊し、当該職員がその復旧作業等にあたる場合等)
取得可能期間	一週間を超えない範囲で、その都度必要と認められる期間

※取得可能期間の起算日については、明確な基準が規程されていないため、原因となる事実が発生し、職員が勤務しないことが相当であると判断された日とすることが、適当だと考えます。(内容により個別に判断する場合もあり得る。)

「一週間」とは、原則として暦にしたがった連続した7日間となります。(週休日、休日を含む)
【H25年度県教委回答】

書類様式 特別休暇承認簿

根拠法規 公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する規則第12条
通知文書 23高教政第1978号 平成24年3月14日
通知文書 「地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等による職員の著しい出勤困難」休暇等
について(通知)